

平成25年 東京二十三区清掃一部事務組合議会予算特別委員会会議録 目次

日時	1
場所	1
出席委員	1
欠席委員	1
出席説明員	1
出席議会事務局職員	2
傍聴者	2
議題	3
開会	4
正副委員長の互選	4
委員長就任あいさつ（石井 勉委員長）	5
総括説明（石井康弘財政課長）	6
詳細説明（大久保一成総務部長）	8
詳細説明（井上 隆施設管理部長）	10
詳細説明（浅川勝男建設部長）	12
質疑	13
閉会	41

平成 2 5 年 第 1 回

東京二十三区清掃一部事務組合議会予算特別委員会

1 期 日 平成 2 5 年 2 月 2 6 日 (火)

2 場 所 東京区政会館

3 出席委員 (1 9 名)

委員長	石 井 勉	(板橋区)
副委員長	石 田 英 朗	(中央区)
委 員	小林やすお	(千代田区)
	菅 野 弘 一	(港区)
	宮 崎 文 雄	(文京区)
	青 柳 雅 之	(台東区)
	小 坂 真 三	(荒川区)
	鈴 木 真 澄	(品川区)
	伊藤よしあき	(目黒区)
	高 瀬 三 徳	(大田区)
	畠 山 晋 一	(世田谷区)
	前 田 和 茂	(渋谷区)
	大内しんご	(中野区)
	井口かづ子	(杉並区)
	藤井たかし	(練馬区)
	出 羽 邦 夫	(墨田区)
	佐 藤 信 夫	(江東区)
	渡辺ひであき	(足立区)
	島 村 和 成	(江戸川区)

4 欠席委員 (4 名)

	宮 坂 俊 文	(新宿区)
	小池たくみ	(北区)
	村 上 宇 一	(豊島区)
	梅沢五十六	(葛飾区)

5 出席説明員

管理者	西川太一郎
副管理者	山 崎 孝 明

副管理者	佐藤良美
監査委員	成澤廣修
監査委員	高橋邦夫
総務部長	大久保一成
調整担当部長	原隆寿
総務部担当部長（総務課長事務取扱）	市川恭一
総務部担当部長（企画室長事務取扱）	柳井薫
施設管理部長	井上隆
処理技術担当部長	二階堂久和
施設管理部担当部長（技術課長事務取扱）	大塚好夫
建設部長	浅川勝男
監理調整担当課長	内田健一郎
経営改革担当課長	山田良司
職員課長	渡辺敦
労務・研修担当課長	小林孝
財政課長	石井康弘
契約管財課長	河内崇
用地担当課長	宮内和己
管理課長	森康一
運営担当課長	中尾正巳
特命担当課長	古舘陽
発電計画担当課長	高橋雅彦
環境管理担当課長	塚越浩
施設管理部担当課長	森裕明
施設課長	細江敏明
計画推進課長	岩崎豊
推進担当課長	丸嶋忠晴
調整担当課長	秋腰光信
建設課長	染谷繁樹
清掃事業国際協力室長	山崎廣孝
清掃事業国際協力課長	佐々木正

6 出席議会事務局職員

事務局長	和 気 剛
事務局次長	毛 利 俊 光
書記	辺 見 文 子
同	千 葉 優 子

7 傍聴者 2 名

8 議 題

(1) 正副委員長の互選

(2) 議案審議

① 議案第 2 号 平成 2 5 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計
予算

② 議案第 3 号 平成 2 5 年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担
金について

(3) その他

開

会（午後 2 時 5 5 分）

○和気事務局長 本委員会は予算特別委員の選任後、初めての委員会ですので、委員会条例第 6 条第 2 項の規定により、文京区の宮崎文雄委員に臨時委員長をお願いしております。なお、島村議員から遅れるとの連絡をいただいております。

○宮崎臨時委員長 年長ゆえに臨時委員長を務めます、宮崎です。よろしくお願いします。

まずはじめに、傍聴の許可について、お諮りいたしたいと思います。傍聴人から当委員会の傍聴の申し出がありますので、これを許可したいと思います。

これにご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○宮崎臨時委員長 ご異議なしと認め、傍聴を許可することにいたします。

ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

これより議題 1、正副委員長の互選に入ります。

はじめに、委員長の互選を行います。委員長の互選は、指名推選の方法により行いたいと思います。

これにご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○宮崎臨時委員長 ご異議なしと認めます。よって、委員長の互選は、指名推選の方法により行うことに決定いたしました。お諮りいたします。委員長の指名は、臨時委員長から行いたいと思います。

これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○宮崎臨時委員長 ご異議なしと認め、臨時委員長から委員長を指名することに決定いたしました。委員長には、板橋区の石井勉委員を指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○宮崎臨時委員長 ご異議なしと認め、よって、石井勉委員が委員長に選出されました。

それでは、石井委員長には座席の移動をしていただき、ごあいさつをお願いいたします。

(石井委員長、委員長席へ移動)

○石井委員長 それでは、ただいまご指名いただきました、石井でございます。今回は予算特別委員会というのははじめてということなので、どうか皆様の質疑、活発な意見をよろしくお願いいたします。

それでは、予算特別委員会を進めます。これより副委員長の互選を行います。副委員長の互選は、指名推選の方法により行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○石井委員長 ご異議がないものと認めます。よって、副委員長の互選は、指名推選の方法により行うことに決定いたしました。お諮りいたします。副委員長の指名は、委員長から行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○石井委員長 ご異議がないものと認めます。よって、委員長から副委員長を指名することに決定いたしました。副委員長には、中央区の石田英朗委員を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○石井委員長 ご異議ないものと認めます。よって、石田英朗委員が副委員長に選出されました。よろしくお願いいたします。

本日、西川管理者、山崎副管理者、成澤監査委員につきましては、会議時間によっては公務により退席することがありますので、あらかじめご了承のほど、よろしくお願いいたします。

これより議案審査に入ります。議案第2号及び議案第3号を一括議題といたします。

まず、財政課長から全体の総括説明、次に、各部長から詳細説明を行った後、質疑・意見に入ります。それでは、財政課長の説明を求めます。

○石井財政課長 私からは、議案第２号「平成２５年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算」及び議案第３号「平成２５年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について」をご説明いたします。

はじめに、予算編成に当たり、当組合を取り巻く財政環境について、申し上げます。

我が国の経済は、輸出環境の改善や経済対策の効果などを背景に、再び景気回復に向かうことが期待されるとしながらも、海外景気の下振れリスクなどにより、先行き不透明な状況にあります。

２３区の当初予算の傾向を見ますと、特別区民税が、海外経済をめぐる不確実性はあるものの、雇用・所得環境の持ち直しを反映して、また、特別区財政調整交付金も原資となる都税について、復興需要等により持ち直した企業収益が増益を維持していることなどから、共に増収が見込まれております。一方、社会保障制度の一環である生活保護費、児童福祉費などの扶助費が年々増加傾向にあることなどから、２３区を取り巻く財政環境は、依然として予断を許さない状況にあります。

このような状況の中、当組合の予算編成におきましては、「経営計画」及び「経営改革プラン２００９」に基づき、安全で安定した中間処理をさらに推進するとともに、行財政の見直しへの取組、財政調整基金及び組合債の積極的な活用をはじめ、自主財源の増収を図ることにより、特別区分担金の圧縮に努めたところであります。

次に、当初予算編成の基礎数値となるごみ量について、申し上げます。２３区の推計量及び過去の実績等に基づき、ごみ量は２９３万１，０００トン、対前年度１万７，０００トン、０．６％の減と見込んでおります。また、焼却量は２７９万６，０００トン、対前年度１万トン、０．３％の減、埋立処分量は３９万６，０００トン、対前年度３，０００トン、０．７％の減と推計しております。

議案として送付いたしました、冊子の「平成２５年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算」をご覧ください。

それでは、平成２５年度当初予算案の総括説明をいたします。３ページをお開きください。予算総則であります。第１条で歳入歳出予算、第２条で債務負担行為、第３条で組合債、第４条で一時借入金の

最高額を２００億円と定めるものであります。１枚おめくりいただきまして、４、５ページをお開きください。第１表、歳入歳出予算では、歳入歳出予算の総額を８０７億７，０００万円と定め、対前年度では３９億８，１００万円、５．２％の増となっております。

まず、歳入の主なものについて、ご説明いたします。

第１款、分担金及び負担金は、予算規模が増大する中、財政調整基金からの繰入れや組合債の活用に加え、諸収入においてエネルギー売払収入の増収を図るなど、自主財源の確保に努めた結果、３９１億９，３００万円、対前年度２２億４，４００万円、５．４％の減となっております。

第２款、使用料及び手数料では、廃棄物処理手数料について、本年１０月の改定を見込み、１３４億７，６５２万３，０００円、対前年度１億９，９９３万２，０００円、１．５％の増となっております。

第３款、国庫支出金は、清掃工場の建設に係る補助金の増により、４４億９，１０１万９，０００円、対前年度３２億７，４９７万５，０００円、２６９．３％の大幅な増となっております。

第８款、諸収入は、再生可能エネルギー固定価格買取制度移行によるエネルギー売払収入の増収などにより、９０億８，３９９万８，０００円、対前年度１６億３，８２５万３，０００円、２２．０％の増となっております。

第９款、組合債は、大田、練馬及び杉並清掃工場の建替工事の進捗に伴う起債対象額の増により、７９億６，９００万円、対前年度３７億６，１００万円、８９．４％の増となっております。

続きまして、歳出の主なものについて、ご説明いたします。

第３款、清掃費のうち、清掃工場の管理運営に係る経費である第１項、清掃費が、光熱水費及び薬剤購入費の減などにより、対前年度０．９％の減となったものの、清掃工場の建設費などの第２項、施設整備費が建替工事に係る工事費の増により、対前年度７３．６％の大幅な増となったことから、清掃費全体では６６６億２３３万４，０００円、対前年度６８億７，７１８万９，０００円、１１．５％の増となっております。

第４款、公債費は、定時償還の進捗により、９０億９，６３２万円、

対前年度 25 億 9, 771 万 6, 000 円、22.2%の減となっております。

なお、歳入歳出予算の詳細説明につきましては、後ほど、各所管部長よりご説明させていただきます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、6ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為及び第3表、組合債は、杉並、大田及び練馬清掃工場建設事業などにおいて、それぞれ限度額等を定めるものであります。

飛びまして恐縮ですが、92ページをお開き願います。

組合債につきましては、大田、練馬及び杉並清掃工場の建設事業に係る組合債の発行により、平成25年度末現在高は363億8,535万8,000円と見込んでおります。

次に、財政調整基金の状況について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、資料2、財政調整基金の状況をご覧ください。平成24年度末の基金残高見込額は196億6,600万円で、25年度当初予算で62億3,000万円を繰り入れますので、当初予算時点での基金残高は134億3,600万円と見込んでおります。

続きまして、「平成25年度清掃一部事務組合経費分担金について」ご説明いたします。

恐縮ですが、資料1「平成25年度予算のあらまし」の9ページをお開きください。組合規約第16条に基づく、特別区分担金391億9,300万円について記載しております。各区の分担金額につきましては、区収ごみ量相当分と持込ごみ量相当分との合計額から、平成23年度の清算額を調整し、清掃負担の公平による各区の負担の調整額を加減算した額となります。実納付額につきましては、表の右端に記載しておりますので、後ほどご覧ください。

私からの説明は以上です。

○石井委員長 ありがとうございます。次に、総務部長の説明を求めます。

○大久保総務部長 それでは、私からは、総務部所管の主な事業につきまして、ご説明いたします。

ただいまの財政課長の説明のときにご覧いただきました、白い冊子を

お開きいただきたいと存じます。その冊子の３８、３９ページをお開きください。右のページ、３９ページでございますけれども、中ほどでございます、事業１、総務事務でございます。これは庁舎管理等に要する経費でございまして、平成２４年度から東京都の帰宅困難者対策条例の趣旨を踏まえまして、非常用食糧の備蓄基準を従来の２日分から３日分に変更いたしまして、不足分の購入を行っております。また、２５年度につきましては、期限の切れる食糧などについての補充の経費も計上してございます。

次に、４０、４１ページをお開きください。右のページ、４１ページの中ほど、事業６、情報システム運営でございます。これは庁内の情報網システム、財務会計システム、それから、廃棄物情報管理システムの運営経費でございまして、２５年度は３工場に運転実績情報システムを新たに導入いたします。このシステムは、２１年度から順次、工場に導入しているものでございまして、清掃工場の運転管理情報を扱うシステムを共通化することで運転情報の収集を迅速化し、危機管理能力を高めることで施設の安全で安定的な運営に資するというものでございます。

次に、飛びまして、４４、４５ページをお開きください。右側、４５ページの説明欄の下の方、下段に、事業２、広報・広聴でございます。この中には、ホームページの運営、それから、事業用パンフレットの印刷などに要する経費が盛り込まれております。２５年度は、社会科見学などで清掃工場に見学に来る小学生が楽しみながら理解できるＤＶＤを新たに作成いたします。その下の事業３、清掃事業国際協力でございますが、２５年度におきましては、今年度に引き続きまして、政府が進める海外展開支援事業の一つでございます、海外での事業化調査におきまして、提案事業者の要請を受けて、都市ごみ処理の制度設計、あるいはプラント設計計画、住民合意形成などにつきまして、コンサルティングを実施してまいります。なお、調査に要しました経費につきましては、提案事業者から清掃一組への協力金という形で支払われることとなっております。

次に、４６、４７ページをお開きください。右側、４７ページ、上段の事業１、清掃技術訓練センターがございます。これは安全で安定

的な施設運営を図るために、技術や技能の維持と向上を図る訓練機関でございます、清掃技術訓練センターの運営のための経費でございます。２５年度は、清掃工場などで培ってまいりました知見の再構築、それから、課題解決支援を行うため、この訓練センターに調査・研究部門を拡充する予定でございまして、そのための経費が盛り込まれております。

以上で、総務部所管の説明を終わります。

○石井委員長 次に、施設管理部長の説明を求めます。

○井上施設管理部長 私からは、施設管理部所管に係る部分につきまして、ご説明いたします。

まず、歳入からご説明いたします。恐れ入りますが、１６ページ、１７ページをお開き願います。第２款、使用料及び手数料、第２項、手数料、第２目、清掃手数料につきましては、前年度と比べまして、１億９，９８０万９，０００円、１．５％の増でございます。これはごみの計画量が減となるものの、本年１０月から施行いたします、廃棄物処理手数料改定により増となるものでございます。

続きまして、２８、２９ページをお開きください。第８款、諸収入、第４項、雑入、ページ中ほどの第４目、エネルギー売払収入につきましては、前年度と比べ、１９億２，２９０万１，０００円、３３．５％の増でございます。これは現在稼働中の１９工場中、１５の工場におきまして、新たな再生可能エネルギー固定価格買取制度に移行することによるものでございます。

続きまして、歳出について、ご説明いたします。恐れ入りますが、５０、５１ページをお開きください。第３款、清掃費、第１項、清掃費、下段の第２目、ごみ焼却費は、前年度と比べまして、６，４０５万７，０００円の減、０．２％の減でございます。右説明欄、事業１、焼却作業管理は、２３区内から排出される可燃ごみの焼却処理に要する経費で、前年度と比べ、３．９％の減で、主な要因といたしましては、光熱水費及び灰溶融施設稼働計画の見直しによる消耗品等が減となったことによるものでございます。

おめくりいただきまして、５２、５３ページをご覧ください。右説明欄上段の事業２、焼却技術管理は、工業用薬品購入、９項目測定委託な

どに要する経費で、前年度と比べ、14.2%の減であります。主な要因といたしましては、排ガス中のアスベスト分析経費や再生可能エネルギー固定価格買取制度への移行に係るバイオマス分測定のためのごみ組成調査の回数増による増はございますものの、工業用薬剤購入費などが減となったことによるものでございます。中段、事業3、焼却施設管理は、オーバーホール等補修工事、焼却炉等保守・清掃委託、清掃工場等運転管理等業務委託などに要する経費で、前年度と比べ、5.5%の増でございます。主な要因といたしましては、足立、板橋、多摩川、品川、葛飾、世田谷の6工場において、搬入車両の受付、構内道路及びプラント関連諸清掃等の業務を新たに開始することや、基幹設備の大規模改修などの補修工事費が増となったことによるものでございます。

続きまして、54、55ページをご覧ください。第3目、不燃・粗大ごみ処理費は、前年度と比べ、4,818万8,000円、0.8%の減でございます。右説明欄中段、京浜島不燃ごみ処理作業、事業1、処理作業経費は、前年度と比べ、5.4%の増で、主な要因といたしましては、ごみコンテナの購入によるものでございます。右説明欄下段、粗大ごみ破碎処理作業、事業1、処理作業経費は、前年度と比べ、2.7%の減で、主な要因といたしましては、埋立処分量削減の施策でございます、粗大ごみ、破碎ごみの清掃工場への運搬費の増はございますものの、補修工事費が減となったことによるものでございます。

続きまして、62、63ページをご覧ください。第3款、清掃費、第2項、施設整備費、上段の第1目、清掃工場整備費は前年度と比べ73億7,321万7,000円、78.6%の増となっておりますが、このうち、施設管理部が所管いたします、既設の清掃工場の施設整備に係るものにつきましては、8億4,017万9,000円の減となっております。

1枚おめくりいただきまして、64、65ページをご覧ください。ページ中ほど、第2目、不燃・粗大ごみ処理施設整備費は、前年度と比べ、5,188万5,000円の減、9.1%の減でございます。右説明欄中段、事業1、中防不燃ごみ処理施設整備及び事業2、京浜島不燃ごみ処理施設において、不燃ごみ処理残渣でございます、その他ごみに含まれる金属分を取り除くための施設整備工事費を計上いたしました。本整

備工事により、その他ごみを焼却することで最終処分場の延命化を図ってまいります。

以上で、施設管理部所管の説明を終わります。

○石井委員長 それでは、次に、建設部長の説明を求めます。

○浅川建設部長 続きまして、建設部所管の主なものにつきまして、ご説明させていただきます。

まず、歳入からご説明いたします。予算説明書の１８、１９ページをごらんください。第３款、国庫支出金、上段、第１項、国庫補助金、第１目、清掃費国庫補助金のうち、第１節、循環型社会形成推進交付金の予算額は４４億７，１８５万６，０００円で、前年度と比べまして、３２億５，５８１万２，０００円、２６７％の増でございます。増額の理由は、大田及び練馬清掃工場の建設工事がともに進捗したことにより、交付対象事業費が増大したこと、新たに杉並清掃工場が着工したこと及び目黒清掃工場の整備事業計画策定に着手することによるものでございます。

次に、歳出について、ご説明いたします。６２、６３ページをご覧ください。第３款、清掃費、第２項、施設整備費、第１目、清掃工場整備費、右説明欄の清掃工場の建設等に要する経費のうち、中段の事業２、練馬清掃工場から、事業６、目黒清掃工場までが新たに清掃工場を建て替える事業で、建設に要する経費の合計は１４９億６，４５０万６，０００円、前年度と比べますと、８２億２，４２９万４，０００円、１２２％の増でございます。

事業２、練馬清掃工場は、前年度と比べ、１０億４，５６８万９，０００円、４４％の増、事業３、大田区清掃工場は、前年度と比べ、３９億４，００９万７，０００円、１００％の増、事業４、杉並清掃工場は、前年度と比べ、３２億７，９６９万４，０００円、１４６８％の増と、それぞれ工事の進捗により増となっております。事業５、光が丘清掃工場については、前年度と比べ、１億２，６４２万４，０００円、８４％の減で、整備事業計画策定調査委託が終了したことによるものでございます。事業６、目黒清掃工場につきましては、前年度と比べ、８，５２３万８，０００円、１２７％の増で、整備事業計画策定調査委託に係る経費などを計上しております。

以上で、建設部所管の説明を終わります。

○石井委員長 ありがとうございました。それでは、これより質疑・意見を行います。
質疑・意見がありましたら。

○井口委員 全員協議会で廃棄物処理手数料の滞納状況の報告を、随時、全員協議会の場で清掃一組から滞納の減少に向けて取り組みを聞いておりますけれど、依然として滞納額の合計はかなり高額のままですけど、廃棄物手数料の滞納について質問いたしますけれど、滞納額がここまで高額になった理由をお示しいただきたいんですけど。

○森管理課長 それでは、答えさせていただきます。廃棄物処理手数料の滞納につきましては、督促や滞納業者を呼び出し、対面して督促や決算資料等の提出を求めるなど、納付交渉を行い、廃棄物処理手数料の回収に取り組んできております。その中で、持込承認期間を2年から1年に短縮することにより、交渉を持つ機会を増やして、最新の内部状況を把握し、分割納付を推進して、可能な限りの債権回収を行うなどにより、滞納額の増加抑制を図りました。また、平成23年度には、「新規滞納者を発生させず、過去の滞納額の減少に努める」を方針とし、庁内に手数料滞納対策委員会を設置し、関係部署と連携し、情報共有を図りながら、効果的な解決策を検討いたしました。しかし、近年の厳しい経済状況のため、持込事業者の経営悪化や倒産、排出業者の倒産等による手数料の回収不能などの原因で、債権回収が進まず、結果的に滞納額の解消には至りませんでした。

○井口委員 次に、滞納額の減少に向けて、清掃一組が今後どのような対策を実施していくのか伺います。例えば、手数料ですから、債権ですか。これは時間がかかると思うんです、裁判所に申し立てしなきゃいけないから。そういうことをして、例えば、法人の何かを差し押さえ等とか何かを今までにしたことがあるのでしょうか。

○森管理課長 今後の取り組みといたしまして、従前から実施しております、納付指導をさらに強化するとともに、過去に滞納している排出処理手数料の分割納付を積極的に実施しまして、平成24年第2回定例会において規定を整備し、滞納期間に応じた現金徴収への切り替え、さらには滞納が継続した場合、廃棄物搬入停止処分により、新たな滞納発生の防止に努めてまいります。23年度より、高額の滞納業者については、

債権回収を専門としている弁護士に滞納金の回収を委任しており、今後も交渉継続、支払いを求める訴えの提起、強制執行を実施するなどの方策を継続し、債権回収を図っています。これまでの実績といたしましては、既に裁判所で結審したものがありまして、強制執行で2件、それから、強制執行準備中1件、それから、結審後の納付交渉中ということで2件で、現在、1社に対しまして、売掛金と預金を強制執行しておりまして、そちらで回収を図っていました。今のところ、実質収入としては800万ほど、差し押さえた金額をこちらでは収入として挙げております。

○井口委員 これまでの全員協議会の資料で説明のあった、倒産、破産等による不納欠損分、予定の14社について、今後、処理の見込をどうしていくか伺います。

○森管理課長 そちらにつきましては、法人の履歴事項全部、証明記載事項の内容の確認や実態調査などを行いまして、4社について、破産確定、法人解散が確認できました。今年度中の不納欠損処理は約2,400万を予定しております。残り10社1億7,840万円につきましては、今後、継続して調査を行い、実施してまいりたいと考えております。

○石井委員長 よろしいですか。ほかに。続きまして、菅野委員。

○菅野委員 歳入のところで、第3款第1項、国庫補助金の中で、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金1,843万3,000円が計上されていますけれども、平成24年度は宮城県女川の災害廃棄物受入れに伴って、焼却灰等の放射能濃度を測定して公表してこられましたが、来年度は23区で災害廃棄物を受け入れる予定はないと聞いています。この補助金の予算は、災害廃棄物の受入れの有無にかかわらず、区民の安全安心の観点から、引き続き放射能測定を行い、公表していくということで理解をしていいのかどうか。

それから、来年度以降の放射能測定についての考え方をお聞きしておきたいのですが。

○塚越環境管理担当課長 ただいまのご質問に回答いたします。来年度以降の放射能測定につきましては、引き続き測定を継続していく予定でございます。そちらの予算につきましては、放射能測定の測定経費といたしまして、1億2,456万6,000円を計上してございます。このう

ち、放射能測定につきましては、国のほうの放射性物質特措法の中で、補助金の対象になっている項目がございますので、この補助金の対象金額といたしましては、約1,800万円を予定しております。引き続き、放射能測定については継続をしていく予定でございますので、今後、いつまで継続するかというところでございますが、放射能測定につきましては、昨年1月に全面施行されました放射性物質特別対処措置法でガイドラインが定められております。当組合におきましては、このガイドラインが策定する以前から、自主的に測定を継続しております。この測定の頻度というものが、このガイドライン、法定で定める測定項目や頻度を上回る形で実施しております。

今後につきましては、この測定結果や原発事故の因果関係を踏まえながら、測定項目や頻度については検討をしてみたいというふうに考えております。ただし、測定期間につきましては、国の考えでは、特措法の施行から3年が経過した後には一定の検討を加えるというふうに、移行するとなっておりますので、今後2年間はこの測定については継続をし、また、その2年後、特措法が制定されてから3年後の話になるのですけれども、国の動向を見ながら、また検討をしてみたいというふうに考えております。

○菅野委員 わかりました。関連して、また昨年、平成24年度に実施した災害廃棄物受入れに伴う清掃工場の環境測定において、複数の工場の排気ガスから、微量ながらもアスベストが検出されたというのを報告を受けているんですが、これまでアスベストはバグフィルターで除去できるとされ、工場周辺の大気環境への影響はないというふうに聞いていますけれども、これまでの調査でアスベストが排出された原因は判明しているのかどうかお聞きしたいんですが。

○森施設管理部担当課長 お答えいたします。これまで7工場において、清掃工場の排気ガスからアスベストが検出されました。現在、測定を続けながら、原因を調査しておりますが、残念ながら、アスベストが検出されている本当の原因というところはよくわかっていません。ただし、今、委員がおっしゃいましたように、数値は極めて低い数値でありまして、環境に影響はないと考えております。そういったことから、25年度においても、現在やっております測定と同じことを続けて、状況の確

認を続けてまいりたいと考えております。

○藤井委員 大きく二つお願いを申し上げたいと思います。エネルギーの売払収入と清掃工場の建て替えについてです。まず、説明で新エネルギーの固定価格の買取制度ですか。たしか１キロワット／時で４２円が２０年間というのが新エネルギーだと思います。その辺の数字はよろしいでしょうか。

○高橋発電計画担当課長 私のほうからお答えします。再生可能エネルギーの固定買取制度が始まります。買取の単価ですけれども、清掃工場も該当していきまして、清掃工場の場合、バイオマスということで１７円税抜きです。消費税込で１７．８５。委員のおっしゃっている４２円というのは、太陽光のことになりますので、ごみの発電については １７円８５銭ということになります。

○藤井委員 ありがとうございます。太陽光の話に移るんですけど、今、１７円ということで、差がある中で、議長会に關係する東京都競馬株式会社は、来季、サマーランド等で新エネルギーの売電の事業に参入するらしいんです。これは新聞記事なんですけれども、施設収入が伸び悩んでいるので、安定した収入を確保するためにという、一つの大きな財布にこれを育てようとしてされているらしいんですけども、中防とか、各工場の屋根等々使って、今の４２円という考え方は、今のところ、持っていないんですか。

○高橋発電計画担当課長 太陽光につきましては、うちの施設についても既にある程度、設置させていただいています。現在、中防も含めまして、各施設に設置しております。中央工場、品川、多摩川、世田谷、渋谷、板橋、足立、葛飾、中防には太陽光が設置されております。全て、現況では容量も約６００キロワットの太陽光を設置させていただいてございます。太陽光につきましては、既設につきましては、昨年、制度が始まりましたけれども、その辺、メリットがあるかどうか検討した結果、既設についてはメーターを取りつけるとか、そういう経費がかかるといことで、既設についてはメリットがないといことで、認定のほうは見送っております。ただ、今後、新設の工場につきましては、新しい施設といことで、４０円税抜が今年度適用できますので、新設工場については申請して、認定は既にとっております。

○藤井委員 42円1キロワット／時のほうがあまりメリットがないという判断をなさったということなんですね。結構、大きな敷地を保有されていると思うし、東京都競馬株式会社がサマーランドとどこをやるかわからないけど、それぐらい、一般の株式会社だと、あそこも株式会社になり、上場会社になっていますので、そういう発想になる。皆さんのほうがもっと先鞭切ってもらったほうがよかったなというふうに思いますので、ちょっとこの点はこれで終えますけれども、ぜひ買取制度が42円という、現在の段階で本当はもうちょっと拡充してもらいたかったなと、これは意見だけ申し上げておきます。

それから、先ほど、もう1点の工場の建て替えについてなんですけれども、19ページの5工場の中に練馬と光が丘が二つ出ていますので、地元区として、ぜひこの点については、これは要望になりますけれども、特に今、まだ10億増えた、63ページの練馬清掃工場33億余りですね。きょう、ちょっと目の前を通ってきましたら、基礎工事ですか。その辺まで今いっていると思うんですが、近所に保育園、そして、幼稚園、また、小学校も二つほどあって、工事の関係、道路の関係、交通の危険性関係とか、やはり一部の親御さんが心配しているところがあります。そういうところを含めて、安全対策、そして、練馬工場については、目白通りがかなり広くて、工事車両が待機場所にならないようにというのは、これは以前から要望しています。その辺のことは確認されてますでしょうか。

○染谷建設課長 ただいま、ご要望ということで、お聞かせいただいたのですが、安全対策につきましては、従来から我々建設部としまして、請負工事は原則といたしまして請負者側の責任になるわけですが、発注者としても安全第一を心がけることを重んじて、事故があってはならないと管理体制を行っているところでございまして、そういった保育園等の関係とか、そういったことに十分配慮するよう、日常的に現場のほうから指示を出しているところでございます。

○藤井委員 よろしく願いいたします。最後にいたしますけれども、概要のところ、区民税が上がりそうとか上がるとかという話があって、私どもの区は、残念ながら、プラス計上はできてません。だから、概要とはちょっと違うんです。景気もプラスの景気になることを切に祈念いた

しますけれど、区内事業者とか、区内経済とか、雇用、そして、給料等はそう上がるふうには思いません。そういう意味では、これも要望になりますけれども、やはり地元に一定の配慮をされますことをぜひお願いさせて、物品購入等を含めて、工事の関係も含めて、お願いをして終わります。以上です。

○石井委員長 要望でいいんですね。

○藤井委員 要望で結構です。

○石井委員長 それでは、次に、渡辺委員。

○渡辺委員 まず、東京二十三区清掃一部事務組合の皆さんにおかれましては、23区区民の公衆衛生のために日ごろご尽力いただいていることに、まずもって心から敬意と感謝を申し上げたいと思っております。

そして、私は昨年6月から議長会に出席をさせていただいて、これまで皆さんの説明を伺ったり、議会に参加をさせていただいたり、全協でさまざまなお話を伺ってまいりましたけれども、やはりまず私たち特別区の清掃一部事務組合の都民に対して、区民に対しての発信力が余りにも弱いのではないかということで、つまびらかにしなければならぬことが何点かあるのではないかという立場に立って、幾つか質問させていただきたいというふうに思います。

これは、雑談であつたり全員協議会であつたり、何度かお聞きをしたことがあります。まず、それぞれの施設の建設又は清掃、改修、補修、こうしたときの契約が特命随契で行われています。これについては何度か説明を受けていただいておりますが、改めて、技術的な観点も含めて、ご質問させていただきます。

○大塚技術課長 では、工事案件につきましての随意契約について、ご説明申し上げます。

まず、清掃工場におきましては、一つはプラントメーカーが持っている特許権、そういった点が1点。それから、清掃工場につきましては、どうしても公害防止などの観点、その性能が十分に満足されない場合は、その機能が維持できないということになりますから性能保証の面、これが2点目です。それから、3点目としまして、ごみ処理に影響がないように処理をする使命を果たしてございますので、焼却炉1炉あたりですと、大体6週間から7週間の間で工事をさせていただいておりますが、

その中で安定的に処理をする、私どもは限定工期と言っていますが、この中で処理をしなければいけないということで、この3点の理由の中で、特命の契約ということでさせていただいているものでございます。以上でございます。

○河内契約管財課長 ただいまのご質問につきまして、法的な側面からでもご説明させていただきたいと考えております。根拠法令がございまして、地方自治法の施行令に特随についての明記がございまして、先ほど、技術課長が説明した内容の中で、特許権、あるいは実用新案権ということで、排他的権利を有する場合につきましては、特随が認められるというような規定になっております。また、特定の設備、技術を有するものにつきましても、当該第2号が該当されるということで、特随契約を結んでいる経緯がございまして、以上でございます。

○渡辺委員 これまでと同じような説明なんですけれども、こうしたことも議事録に残して、しっかりと区民の皆さんに見ていただくことが必要だなというふうに思って、質問させていただいたわけでございます。

ただ、そこでちょっと気になるのは、先ほど、江東区の佐藤議員からも質問があったように、新江東で死亡事故が起きました。これについては、受託をしたタクマというところから荒川区の矢吹炉研という。管理者、先ほど、お話がございましたけれども、会社が下請でやっている。これについて、前回の全員協議会で質問させていただいたところ、そこまでについて把握をしていないようなご発言がありました。これについてはどこまで把握をされているのでしょうか。

○大塚技術課長 今回の新江東清掃工場につきましては、株式会社タクマが元請業者でございます。矢吹炉研が一次下請業者になるということでございます。

○渡辺委員 その矢吹炉研さんが、タクマさんと下請を受けて、どれだけ専門的な技術等々をお持ちなののでしょうか。

○大塚技術課長 矢吹炉研が請け負った範囲は、焼却炉を補修する前の清掃作業でございます。足場を組みながら、水管の清掃、サンドブラストという清掃方法でございますが、その清掃作業をしたということでございます。

○渡辺委員 ですから、報告書については、そうしたことでぜひ記載をしていただきたいというふうに思うわけです。そうしたことも読み方、記載のされ方等については、こうした場で質疑をしなければいけないというこ

とも起きてしまう可能性があると思いますので、その点について、これからご配慮をいただきたい。

それから、先ほど、お話のあった中で、安全についての受託されている業者について、これから説明会や勉強会や、そうしたことをやっていく。そのときに、それぞれの最初に受託を受けたところから下の下請業者さんも、どこまで入れ込んでいくというふうにこれから考えていращやるんでしょうか。

○大塚技術課長 私どもが発注をした場合、今回の工事もそうでございますが、施工前に私どものほうで安全大会というのを開かせていただきます。その中で今回、工事の安全について元請業者さん、それから、その下請に入っている代表の方に入っていて、そちらもさせていただいています。一次下請の方であれば、一次下請の現場代理人がここに入ってくる作業員に対しても、同じような安全対策教育をするものでございます。

○西川管理者 ただいまの委員からのお尋ね、私はごもっともだと。一人でいい格好をする気はありません、お断りをしておきます。というのは、この場でされる答弁よりも、私に対する報告はもう少し具体的でありました。たまたま本区に所在をする、今、お名前が出た、第一次下請というところは、私は、地元中学校にビオトープを寄附していただいた環境に大変熱心な企業であります、一度だけ、そこの代表者にお礼を申し上げるためにお目にかかったことがあります。今般の事故は、そこが下請であり、しかも、そこが採用して、まだ間もない人が亡くなったと。しかも、一人でやっていたと。こういうことでありますから、これは重大なことでありますから、私はそのことで、先ほども佐藤先生にお答え申し上げましたように、タクマを呼んで嚴重に注意をし、再発予防のための手を尽くすようにということは強く申し入れておきました。発注者でございますから、管理監督をする責任があると思うのであります。

その際に、私が得た情報というのは、どうぞ叱らないでやってほしいと思うのであります、大変すぐれた技術を持っていて、炉の修繕をする場合の壁面の燃えすす等をかき落として、そして、補修がしやすいような状況にするための技術は天下一品のものだそうでありま

す。したがって、タクマのような大会社が荒川区の一介の小規模企業に発注をするという理由がわかったということでございます。

そういうようなことは、やはりもう少しこの委員の先生方につまびらかにするべきだと、私は今、伺っていて思いますので、私の責任において、これからそうしたことがないように所管のものにきちんとしたご説明を委員の皆様へ申し上げるように、強く注意をしておきたいと思いますので、今日のところはご理解を賜りたいというふうに思います。

○渡辺委員 今、私がそのように質問させていただいた理由は、東京新聞や都政新報に組合側というのでしょうか。一方的な取材を根拠に書きたい放題書かれていて、そのことについて先ほど報告があったような対応をされていることがわかりましたけれども、私たちも議長として各区から出てきて、それぞれの議会で質問されたときに、それについて回答していかなければいけない、説明責任を果たしていかなきゃいけない。そういう意味で質問させていただいたので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

幾つかまた続けて質問させていただきたいというふうに思いますけれども、一般会計予算の４５ページ、被服対応、５の福利厚生ところで、４，８８８万１，０００円が計上されています。こうしたことについては、私ども足立区でも同じようにありますが、これについての詳細について、お答えをいただきたいと思います。

○渡辺職員課長 被服は作業服と保護具に分かれまして、それぞれ貸与計画に合わせた形で対応が決まっております。貸与する中で、耐用年数を過ぎたものの購入に充てる、こういう経費でございます。

○渡辺委員 購入や契約について教えてください。

○河内契約管財課長 当該の件につきましての契約でございますが、指名競争入札方式で実施されていく予定でございます。

○渡辺委員 今言ったようなことがこれまでは予算書の中でされていなかったもので、これから予算特別委員会、決算特別委員会を通じて、こうしたことについて質疑をして残していったら、これらは私たちが説明責任を果たしていくことができる一つの材料になりますので、その点についてご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、予算書の72ページ、特別職の一番上、本年度長等、職員数1で、2,227万8,000円が計上されておりますが、対象は誰ですか。

○石井財政課長 この長等に該当するのが、清掃一組の常勤の副管理者の給与等になります。

○渡辺委員 これは、この給与等を決定するときに何を基準に決定されたのでしょうか。

○渡辺職員課長 特別職の給与については、各区の特別職の平均を調べまして、それに準ずる形で決定しております。

○渡辺委員 ですから、これは皆さんからちょっと意見が上がっているんで、特別職のどの職と同等という考え方でやられているんですか。

○大久保総務部長 お答え申し上げます。一組が発足いたしましたのが平成12年4月1日でございます。その際に、当時は助役という呼称を使っておりましたけれども、常勤副管理者は助役に相当する職ということでございます。当時は、各区におきましても、現在もそうでございますが、副区長の報酬というのがまちまちでございます。いろいろな経過がございますして、決まっている。その中で、それを比較いたしまして、平均よりもかなり下のレベルで一組の常勤管理者の水準が決まったというふうに聞いております。

その後、経過を経て現在に至っておるということでございます。

○宮崎委員 私は45ページ、清掃事業国際協力1,700万。先ほど、西川管理者がお話しになりました、マレーシアなどに技術をアジアに輸出するというので、これは読売新聞なんですけれども、都内の焼却施設に中国など海外から年間約3,000人が視察に来ると。煙突から有害化学物質はほとんど出さない、大気汚染対策は注目の的とそれぞれに書かれておりまして、政府は都心部を中心に環境問題が深刻化するアジア各国に官民一体で環境対策や技術実務ほか、法制区の整備や人材育成をパッケージとして提供する戦略を進めていると。経済産業省は、自治体とともに焼却施設などのインフラ輸出を促す事業に着手し、東京二十三区清掃一部事務組合もこの事業に参加しており、マレーシアへの協力は、現地で焼却施設の建設を受注したい日本企業を後押しする狙いもありますというような形になっておりました。実は私どもも

その後、管理者が視察に行かれた後、議長会でもシンガポールに行つて参りました。

それで、これはやはりいろいろと彼らにインフラ輸出を促しているわけです。これはコンサルタント料とか、そういった形である程度の収入を得ているのでしょうか。この点をちょっとお聞きしたい。

○佐々木清掃事業国際協力課長 まず、国のシステムについて、簡単にご説明したいと思います。日本政府のほうで新成長戦略というものを創りました。その中で、21の国家プロジェクトがございまして、その中の一つとして、パッケージ型インフラ海外展開事業というのがございます。これはどういうものかと言いますと、民間企業が海外の展開を計画しているという場合があったときに、一つの支援の取り組みとして、その調査事業について、経済産業省であったり、環境省が委託事業という形で、国の予算で調査事業のお金を出すというものでございます。その調査事業に我々東京二十三区清掃一部事務組合と特別区のご協力をいただきながら、そういうご協力をさせていただいています。コンサルタント業務といたしまして、マレーシアにつきましては、ごみの性状調査のやり方、あるいはごみ発熱量の考え方、それから、住民との合意形成の進め方、そういうものをご指導していきました。二十三区清掃事業あるいは特別区の皆様の、要は東京23区の清掃事業では、3Rから収集運搬、それから、普及啓発活動。一組におきましては、清掃工場の建設段階から運営段階に至るまでのさまざまな技術ノウハウ、こういうものがコンサルタントとしてやっていけるものだと思っております。この技術を使って環境問題であったりとか、廃棄物問題に直面している諸外国の課題解決に貢献していければというふうに考えております。それで、協力するに当たって、現地へ行くための海外渡航費であったり、宿泊費であったり、調査の最後に報告書というものを出すのですが、その報告書に係る経費といたしまして、協力金という形でお金をいただいております。これは24年度の補正予算の中の報告書の中にありますように、24年度については890万円の収入を見込んでおります。以上でございます。

○宮崎委員 これからどんどんそういったことでグローバルというか、海外にも進出してやっていただきたいと思います。大都市の真ん中で安全で安定的

に焼却施設で運営する技術は、アジア各国で生かせるはずだと胸を張っているというふうに書いてありますから、大いに胸を張って、この事業を発展させていただきたいなと思います。私どももまた4月にバンコク、東南アジアのほうに視察に参ります。そういったことでこれからもお互いに協力しながらこの事業を進めていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○西川管理者 ありがとうございます。大変我々にとってありがたいご質問を頂戴いたしました。簡単に申し上げますが、私と山崎江東区長、副管理者とご一緒にマレーシア、シンガポールに参りまして、日本で言うところの総務大臣、この方にお目にかかりまして、マレーシアでございますが、大変話が進みました。先方からも先般、日本に視察に大臣みずからチームを連れてお見えになりました。それが今般、先ほどお話があったマレーシアから実地に中間管理者程度の方々が十数名おいでになって、工場や又は工場のない区における3Rの実態の勉強をされて、最後、私の私費でフェアウェルパーティーを銀座で開きましたが、大変喜んでお帰りいただきました。

山崎さんには先般、シンガポールで開かれた Waste MET in Asia という国際会議に出ていただきまして、石原知事とご一緒に出ていただきまして、大変日本のこういう技術が信頼をされています。そこで一組の中に東京大学の坂田一郎教授を軸に勉強会をこしらえましてやっておりますが、大事なことは私どもはノウハウをしっかりと、先ほどご説明があったようなものを向こうにコンサルタント的立場に移すと。何百億という大きな事業はリスクが多ございますから、これは商社やプラントメーカーがやっていただくと。しかし、そのプラントメーカーや商社が現地でビジネスがやりやすいというのは、日本の首都の東京の23区が895万人の方々のいわゆるゼロエミッションを目指して努力をしているという、この環境政策。3.11の後の原発問題等で地球温暖化で各地にご迷惑をかけているということもあって、私どもの発案でこれを取り上げたわけでございますが、思いのほか早く、先ほどちょっと言葉が不足しておりましたが、マレーシアだけではありません。ベトナム、ブラジルの調査事業でもコンサルタント料を頂戴できている実情であります。経済産業省が貿易保険をかけてくれる

などの協力を行うような動きになっておりまして、これがプラントメーカーにとっては大変リスクの高い地域とは申しませんが、万が一の場合のところに出ても大丈夫だということを、我々が経産省に働きかけてクレジットしたということで、これはぜひ議長先生方、ここにおいで先生方にも、先ほどご注意をいただきました、足立の議長様からご注意をいただきましたが、もっと都民にしっかりこうしたことを胸を張って、東京の技術がアジアを救う、そういうぐらいのことが実際に山崎副管理者がシンガポールでご経験をされた会議では、そういうことがあったわけでありまして。くどくなりましたが、ともかく平成12年以降、私どもが受けているこの事業は、今回の女川も魚市場、冷凍庫ができたのは23区のおかげだと、そういうことまで言うていただいているわけでありまして、我々はそういうことをしっかりこれからもアジアで貢献できるようにして参りたいと。23区の清掃事業というのはこういうレベルだということをもっと区民の皆様にご知っていただく努力は、本当にご指摘のとおりでございます、しなければいけない。そういう意味で、大変長くなりましたが、よいご質問を両先生から、また佐藤先生から、そのほかいろいろ賜りましたことを、別にこれは閉会のごあいさつではないけど、御礼を申し上げる次第であります。

○小坂委員 ただいま、宮崎議員の関連で質問させていただきます。45ページの2番の広報広聴活動というところの2番ですけれども、ホームページに非常に軸足を置いて広報をしているんじゃないかなというのが読み取れるんですが、今、管理者や宮崎議員が言ったようなことを、清掃一部事務組合としてどのように広報していくか。そういうことについてお尋ねをしたいと思います。

○市川総務課長 ただいまの質問でございますが、ホームページを、昨年、リニューアルしまして、区民が検索しやすいように、改修しております。今までは、直接区民の生活に影響があるようなものについては、先ほどのアスベストについても、数値については問題ないというような形でお知らせをしていたわけですが、先ほど来、新江東清掃工場の事故みたいな重大な事故につきましては、今後、積極的に広報していきたいと考えております。

○小坂委員 せっかくいいことやっているんですから、もっと胸張って前向きに広報してもらいたいと思うんですけれど、どうですか、決意は。

○市川総務課長 ご指摘のとおりだと思いますので、今後は積極的に広報していきたいということで、私は発言したつもりでございますが、清掃一組の役割をきちんと果たしていくということでPRしていきたいというふうに思っております。

○小坂委員 ぜひお願いして、私の質問を終わります。

○西川管理者 お尋ねのように、私ども今、副管理者と鋭意協議をしておりますのは各区の区報を活用させていただけないかということと、議会だよりに議長のご挨拶等の中でこうしたことに触れていただけないかとか、そういうようなチャンスをつかまえて一組の事業を、又は一組の姿勢をわかっていただけるようにしていきたいというふうには考えております。

○鈴木委員 何点か質問させていただきたい。今、ちょうど45ページでホームページ業務委託というのがありました。先ほど、特命随契という件もありましたが、これは契約に関して、どの程度の入札に、件数、それから、落札率というのは、特別件数は全然ないですから、入札の件数と平均的な落札率を教えてくださいの1点。それから、一つは簡単なことです。22ページに第5款、寄附金で130万、これは去年、こととして130万、おとしは100万という感じだったと思うんですが、一組に寄附金ってどういう性格のものが入ってきているのか、内容を教えてくださいの1点。それから、もう1点は、先ほど、これもお説明いただいた53ページの第3款、清掃費で、焼却施設管理、施設費の中で、灰溶融施設運転管理棟の積み立てが増えたという話をちょっと先ほど説明があったと思うんですが、灰溶融は減らしていく方向で出ていたというふうに去年、意識があったんですが、そこら辺についてご説明いただきたいと思います。

○石井委員長 この3点について、契約管財課長ですか。

○河内契約管財課長 契約の件でお答えいたします。まず、契約件数でございますが、一組の特命契約件数、年間約1,000件程度でございます。それから、落札率でございますが、何の契約についての落札率についてお答えいたせばよろしいでしょうか。

○鈴木委員 大まかで結構です。

○河内契約管財課長 特命についてということですので、特命についての落札につきましては、95%から98%程度というところで年間推移している状況でございます。平成24年度はまだ統計中でございます。現在、手持ちの資料にございません。以上でございます。

○石井委員長 あと、二つ目は寄附金ですね。

○市川総務課長 二つ目の寄附金でございますが、これに関しましては、共済企画センターからの寄附金でございます。この寄附事業は特別区政の発展及び特別区職員の福利厚生の実を願って、特別区等の団体に対して用途を定めず行われているものでございます。ちなみに、平成23年度につきましては、予算額630万円に対して、決算として632万円となっております。

○石井委員長 それでは、三つ目の灰溶融について。

○細江施設課長 先ほど、灰溶融施設の運転委託の件だと思いますけれども、増えているのではないかとご質問なんですけれども、実は来年度予算は700万ほど減っております。

○鈴木委員 最後の内容で、先ほど、増えているという説明があったと思うんですけど、去年の決算はこの辺の細かいのは出ていないので、比較のしようがなかった点を確認しようと思ったんです。それから、最初に契約のときに、特命随契ではなくほかの部分がどの程度かなという意味で、特命随契はほとんど数字はわかると思ったんですが、一般的に、例えば、いろんな委託業務、出てますよね。それが平均的にどのぐらいなのかという、そういうニュアンスだったんですが。

○細江施設課長 委託は、全体は減っているんですけども、25年度から新たに清掃工場の灰溶融の受付部門等を委託することになっております。それを溶融工場の、灰溶融の運転委託をしてプラントメーカーのほうに出しますので、そういった意味では3割ぐらい増える、そのようになっています。それから、委託のもう一つは……。

○鈴木委員 落札率です。

○河内契約管財課長 申しわけありません。最新の手持ちの資料がございませんので、会議中にご報告させていただきたいと考えています。

○石井委員長 じゃあ後で資料をお願いいたします。

○鈴木委員 さっき6工場ぐらい灰溶融の説明があったときに、増額になったというお話、説明ありませんでしたっけ。私、そういうふうに控えたので。全体で下がったというような流れじゃなかったように私は捉えたんですが。

○細江施設課長 恐らく先ほどの説明ですと、6工場において搬入車両の受付等の、新たに受付等をする委託を始めるんですけれども、それから、その部分は先ほどお話ししたとおりなんですけれども、基幹設備の大規模改修、こういったものの補修工事費が増となったというご説明ではなかったかと思います。

○鈴木委員 灰溶融を大規模改修するということは、先ほどエネルギーの売却でかなり大きな歳入が入ってきますけれども、エネルギー分の売却することによって、灰溶融施設は下げていくという方向で最初はなかったでしたっけ。昨年の段階で。それが大規模改修やっていくことということと、どうつながっていくのか。それで灰溶融施設をこれからどう考えていくのか。参加しなくなるわけですね。それと同時に、中防施設に焼却灰を埋め立てていく、その部分は、結局、灰溶融することによって、中防施設を延命化するという話と、逆方向につながっていく中で、どのような考えを持っていけばいいのか。先々長い話ですから、短期的にエネルギーの売却、方向性を進めていくのかどうか。ここら辺の考え方を教えていただきたいと思います。

○細江施設課長 増額になる補修というのは、灰溶融施設の部分ではなくて、清掃工場の基幹設備と言いまして、ボイラーですとか、焼却炉ですとか、公害防止設備ですね。そういった部分が老朽化に伴いまして、どうしても増えてくるということでございます。

それから、灰溶融炉につきましては、今、先生のほうからお話がありましたように、昨年、灰溶施設の今後どうするか、運営管理どうするかということで、全員協議会でもご説明がありましたけれども、縮小していきます。といいますのは、スラグの需要が平成27年度までは東京都のほうで埋立処分場の地盤改良材として、こちらで生成したものは全て使っていただけるんですけれども、平成28年度以降、一旦、陸域化の工事がとまります。ですから、東京都で使っていただける分が9割を占めている。それがなくなるものですから、28年度以

降は2施設程度に縮小していくということで今、検討しているところでございます。

○鈴木委員 最後に。施設をそうされていく中で、どの程度、大規模改修というのはちょっとイメージが一致しなかったのも、その点で確認をとっていたのですが、工事は当然している部分はあると思うんですけど、その中で先々の方向性と、またうまく当然、理事者の皆さん、調整していると思うんですが、そこら辺も我々にもう少し見えるような形をとっていただければと思いましたので、質問させてもらいました。ありがとうございます。

○青柳委員 先ほど足立の渡辺委員の関連するところなんですけど、どうしても特命随契の話の今回もいろいろと、解説を受ければ受けるほど、なぜスペシャルな技術、あるいは特許を持った会社がわざわざ下請に出すのか、その辺がどうしてもすっきり落ちないんです。というのも、今回のこの事故を通してわかったことは、実際、その炉を磨く、清掃する特別な技術を持っていたのは、元請じゃなくて下請のほうだったわけじゃないですか。となってくると、いろいろ地域の業者を育てる、あるいは各区がやっている中小の業者を育てるという意味でも、特命随契をしなきゃいけなかったのは、元請の大手さんではなくて、その特別な技術、下町でいながら持っていた、その業者や何かだったんじゃないかと。なぜ大手ということで特許や、あるいは排他的権利があるという理由はわかりますけれども、そうじゃない方法がとれないで、今までずっときていたのかなというのは、どうしても疑問に残るんですが、その点は何かございますでしょうか。あるいは今後、こういったことを通して、いわゆる地域の中小の特別な技術を持たれた中小企業に直接随契ですとか、あるいは契約の道を開いていくとか、そういった工夫もできるんじゃないかと思いますが、その点も踏まえて、ご答弁いただけますでしょうか。

○大塚技術課長 今回のことも含めてでございますけれども、基本的に特命の一つの理由といたしまして、定められた工期の中で終わらせるということが大きな理由の一つでございます。これをばらばらの業者さんに渡した場合、その工期内、6週間と7週間の中でやっていますから、これができるかというのが大きな一つの課題となっています。定期補修工事

以外、先ほどの清掃の件でいいますと、こういったものを外に出せないのかということだと思いますけれども、私どもの中で、定期点検以外に、年度の途中で中間点検というのをやっておりますけれども、これにつきましては基本的に入札の形で清掃業者さんのほうに出しているという形です。いわゆるこの定期補修工事はどうしても限定契約工期にならざるを得ないという中で、特命の中に入れさせていただいているというものでございます。ご指摘のとおり、私どもの中でそれでもいいという考え方だけでとっているわけではなくて、可能な範囲で、私どもの中で、分離発注と言っていますけれども、性能にかかわらないと、工期に影響が来ないと、そういったところを検討しながら出せるもの、分離にできるものについては検討を進めているところでございます。以上でございます。

○河内契約管財課長 より幅広い業者が契約に参加できますように、組合の中で工事請負等指名競争入札参加要綱及び物品買入指名競争入札参加要綱につきまして、受注企業の育成を図るために、各清掃工場等におきまして、各所在区、近隣区の区内業者の指名に配慮するというようなところをルール付けいたしまして、契約機会の確保に取り組んでいるところでございます。かなりうまくいっているところの例で恐縮ですが、結果の一例といたしまして、年間契約に区内業者が占める割合につきましては、9分の1程度です。まだ当該工場で契約する中で、随意契約に占める割合は約45%ということで、ばらつきは多少あるかと思うんですが、ルール化とそれから、実績につきましては物足りない等あると思うんですけれども、進めている状況でございます。先ほどの藤井先生のご指摘にも当たるかと思えます。説明は以上でございます。

○青柳委員 物足らないんですけれども、今の話、聞いていると、特別な技術を持っているというのは、日程管理の部分が特別な技術に当たるんですね。いわゆる定められた期間でやらなきゃいけないということで、何か技術的な部分は恐らく今の話だと、下請さんがそれぞれ持っていて、元請は日程管理だけにすぐれていると。現場監督能力か何かがあるだけなのかなと思いますので、もう少し工夫ができるんじゃないかなということだけ指摘をさせていただきたいと思います。

それともう1点なんですが、今回、使用済の小型家電、あの再資源

化に関する法律がこれから施行されると思っています。これは各区でさまざまな工夫を加えて、収集ですとか、あるいは分別を始めているところが大分増えてきたんですが、これは一組として何かこれから取り組んでいこうというような検討はされているのでしょうか。

○細江施設課長 一組としては今、不燃ごみと粗大ごみの中間処理をしてございます。小型家電のほうは、今の分別でいきますと不燃ごみになりまして、概ね1辺が30センチ以上のものは粗大ごみということで、破碎処理をして資源化できるものは資源化しているという状況ですけれども、東京都さん、環境局さんのほうは、一組のほうに小型廃棄家電の、要は処理とは言いませんけれども、何とかその辺の、収集は各区さんがやるにしても、何とかそれを資源化する手だてはないかということで、何回か打ち合わせをさせていただいております。今現在、取り組んでいるのは、コンプレッサー、エアコンではなくて除湿機という機械があるんですけれども、あそこにフロンの入ったコンプレッサーがあります。ああいったものは中防のほうで別途分けて、フロンを放出しないような形で、そういったような取り組みをしてございます。

小型廃棄家電につきましては、法律が整って、各区さんのほうで収集運搬体制が整ってからのことだと思いますけれども、その辺は東京都さんのほうからも言われておりますので、今後、検討していくということになってございます。

○青柳委員 各区の収集の仕方も、拠点回収だったり、イベント回収、あるいは不燃ごみに一回集めて、ピックアップ回収というんですか。ちょっとずつ違ったりしているんです。ですからある程度23区で統一された何かルールをつくっていかないと、区によって同じような小型家電でも出す方法が違う。この区では不燃ごみに一緒に出していいよ。あるいはこの区では拠点回収ですよというのなかなかあれなので、今回4月からは努力義務ではなくて、義務的ではないんですね、まだ。そういうこともございますので、ぜひ前向きなご検討をいただいて、いい形で小型家電のリサイクル率も上がるような取り組みをお願いしたいと思いますが、最後一言ありますか。

○細江施設課長 本当に全くそのとおりでございます。私どもも努力をしてまいりますけれども、収集運搬のほうはぜひ23区さんのほうでもご努力をし

ていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○高瀬委員 本当に素朴な質問をさせていただきたいと思いますが、全協並びに本会議でも出た話なんですけれども、清掃工場の直営というのと委託というものの違いというか、そこをちょっと詳細に教えていただきたいと思っております。

○山田経営改革担当課長 委員のご質問の直営と委託という言葉でございますけれども、私ども委託工場と呼んでおりますのは、これまでもご案内をしておりますけれども、運転管理業務及び受付と搬入部門に関するところを委託している工場につきまして、委託工場と呼んでおります。裏を返せば、そのほかにも工場には日ごろの整備、メンテナンス部門を扱うところ、それから、燃焼管理、見学対応、薬剤の管理などをする部署、その他、庶務的なところがございまして、そういったところにつきましては、工場長以下、全て直営職員で行われておりますので、委託工場と申しましても、正確には一部業務委託というところになります。一方、直営工場と申しますのは、その言葉のとおり、全ての部門において正規職員、直営職員で操業している工場でございます。

○高瀬委員 委託と直営という話なんですけれども、これは委託、委託と言っているのも何かおかしくないですか。変な意味じゃなくて、直営工場なんだから直営とちゃんと言っていて、業務委託、一応、業務委託とか、なぜそうやっていろいろ話をするときに直営と委託、直営と委託というのがあるのか。全部、直営なんでしょう、要は。全部一部清掃事務組合の清掃工場は、工場長以下、職員がいて、全部直営でやっているということでもいいんですよね。大体、一部業務委託しているのは、大体人数的には何人ぐらい、各工場で。

○山田経営改革担当課長 そういう点では直営工場というふうになりますけれども、委託している工場を運転管理業務につきましては約30人。受付部門におきましては10人程度。工場によって、操業環境が違いますので一概には申せませんが、概ね30名から40名程度の職員を委託しております。なお、この委託でございますけれども、区長会の方針に基づいて、委託を進めている最中でございます。各区が厳しい財政状況に置かれているのを受けまして、一組としましては、経営努

力を進めるのは当然のことでございます。区に対するお約束、区民に対する責務ということで、今後も委託は一層進めてまいりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○高瀬委員 それを聞こうと思ったんだけど、今、答えありましたけれど、業務委託ということで、そのメリット、デメリット何があるのかなと聞こうと思ったんで、それは経済的なところでいうのと、ほかには何かありますか。メリット、デメリットということで。

○山田経営改革担当課長 委託のメリット、デメリットというご質問でございますけれども、大きくメリットについては三つあると考えています。

一つは、今委員、ご指摘のように、財政面ということで、当然、直営職員で行うよりも委託で行ったほうが人件費の上での効果が出るというところは一つございます。

それから、もう一つ、定数の減でございます。一組では平成32年度までに一定程度の職員を減らすということで、定数削減に努めております。それにおけるメリットがございます。もう一つは、これはなかなか目に見えないんですけれども、いわゆる将来的効果というものがございます。いわゆる民間のノウハウとか活力を導入することによりまして、これまで固定化されていまして業務プロセス、こういったものが改善されてまいります。そうなりますと、当然、ほかの業務への波及的効果が出ております。こういったものを含めまして、委託の効果は多分にあると考えています。

デメリットでございますけれども、基本的にはないと考えております。ただ、課題があると認識しております。課題と申しますのは、いわゆる運転部門を順次委託をしてまいりますと、一方でそれに携わる直営職員の機会が少なくなっていくという、委託の裏腹の部分がございます。これにつきましては、一組は各区に対して責任ある工場運営を行っていくというところでは責任がございますので、いわゆる委託が進めば進むほど、裏を返せば人材育成の環境の整備、また技術技能の継承の場の環境をさらに整えていかなければいけないと、そういう状況が生じており、大きな課題として認識しております。

○高瀬委員 今の課題ということなんですが、課題の認識についてしていらっしゃるということなんだけども、それについて清掃一組としては何かやって

いることとかあるかな。

○山田経営改革担当課長 最も大きな取り組みとしましては、平成20年に立ち上げました先ほどご説明もありました訓練センターがございます。こちらのほうは5課12コースにわたりまして、さまざまな部門で直営職員の育成を行っております。こういったところで、技術・技能の継承をしっかりとやっていかなければいけないと認識をしております。以上でございます。

○高瀬委員 とにかくメリット、デメリットを考えながら、この清掃一組の委託業務というか、そういう部分は、とにかく平成18年からずっと随時やっているというところでございますので、一生懸命頑張っていただきたいなと思っております。

そしてもう一つ、全協並びにそして本会議でも質問がありました事故の話なんですけれども、事故の話というか、その話で、今回、予算にも載っております、私、大田区でございますから、新大田清掃工場というところであります。こちらのほう、今、建築中なのかな。これはどこがやっているのかな、建設中。新大田清掃工場。

○浅川建設部長 業者につきましては、タクマと東急建設の共同企業体で実施をしております。

○高瀬委員 タクマさんとのJVということなんでしょうけれども、こちらのほう、今話題になっております、新江東の清掃工場でありますけれども、いろいろな話を聞くとところによると、前にもタクマさんが事故というか、そういうことがあったりとかしているという話でございます。今回、本当に亡くなられた方は、本当に申しわけないところで、ご冥福をお祈りするところでございます。

そのことと云ったら何ですけれども、やはり今回、一般質問並びに全協でお話が出ておりましたが、本当に理事者の皆様も管理者も、今後ないように再発予防の手だてということをきちっと言っていることでもありますけれども、ほんとにもうこれ1回、2回あった。そういうところに、さっきの随契の話ではないけれども、私の地元としては「やってほしくないよね」という声も上がるでしょう。「やめちゃいなよ」と言ったら怒られちゃうかもしれないけれど、やめちゃいなよと言ったら何と言いますか。

○山田経営改革担当課長 一組が取り組んでおりますアウトソーシング、工場の委託でございますけれども、これは区長会の方針に基づいて私どもは、各区とのお約束、区民との責務ということでこれからも取り組んでまいります。いろいろなご意見があるのは承知はしておりますけれども、そういったことを受けながらでもただいま申し上げたような方針に向かって今後、各区の財政負担の抑制に貢献できるように取り組んでまいります。

○高瀬委員 言ってること、むちゃくちゃなこと言っているんだけど、重々わかりながら契約をして、建設中だと。やめちゃいなくてできるわけないのはもっともな話で、でもそういう声も出ちゃうよね。先ほどの随契の話じゃないけど、特許があるから、ノウハウがあるからそうだって。違うところできるんじゃないと言われちゃったりもするかもしれない。これは本当に、もともとノウハウがあって、特許があるなら、それももっともな話だし、そうしなきゃいけないと思いますよ。でも、そういう声も出てくるんだらうなということは認識しておいていただきたいなと思っておりますし、そして、最後になりますけれども、このことに関して重々ないようにすると。これに関して具体的な手だてというか、こういうことをする、ああいうことをする、させるんだというのは何かありますか。

○染谷建設課長 新しい大田工場の建設についてご質問でございましたが、我々建設部で工場建設をやる場合におきましては、本庁での取り組みといたしまして、毎年、長期休暇期間の保安対策とか、あるいは安全運動月間、労働衛生週間における取り組みについての報告をJVからとってございます。また、それから、年に1回でございますが、現場代理人・主任技術者及び監督員に対しまして、外部講師による安全管理講習会を実施して、そういう安全に関しての徹底を図るという対策をとっております。また、現場におきましては、監督員は工事請負者が実施します安全パトロール、あるいは安全大会、さらに定例の講習会に参加いたしまして、具体的な事故事例等を活用した注意喚起を行う等、工事請負者の取り組みを適切に監督指導をしております。また、施工に当たっては、工事施工要領書を提出させまして、その中では緊急連絡網や安全作業に対しては記載を求め、確認をしているところでござい

す。

○高瀬委員 ご苦労さまです。いっぱいいろんなことをやっていらっしゃるんですね。でも、事故が起きちゃったんですよ。これはもう一回真剣に考えていただいて、新大田清掃工場、できたところには絶対事故は起こさない。これからもそうですけれども、ほかのところもそうですけれども、そういう覚悟で、そしてそういう指導をしながら業務委託並びに直営の方々にもそうです。きちんとしていただきたいと思います。と思っています。

以上でございます。

○石井委員長 意見でよろしいですね。

○高瀬委員 はい。

○大内委員 中野は清掃工場がないんですけれども、本当に皆様にご迷惑というか、感謝をしております。ですから質問も簡単にさせていただきます。先ほどあった72ページのところなんですけれども、特別職の前年度に比べて今年度約103人から62人になっている、これはこういった理由だったのでしょうか。

○山田経営改革担当課長 ただいま、ご質問のございました特別職の比較の人数のところでございますけれども、41人減となっております。これは特別職という、その他ほとんどは再雇用職員でございます。非常勤職員ということで、この中に入ります。今年度末、24年度末で退職を迎える、退職といいますか、1回ご退職をされて再任用、再雇用職員でおられる方のうち、今年度65歳になられる方が20名いらっしゃいます。また、一組では現在、再任用、再雇用の方が、搬入業務の人員がなかなか不足しているということもありまして、1年間延長で66歳まで再雇用でいる方がいらっしゃいます。その方も約20名ほどいらっしゃいます。合わせて40名ほどいらっしゃいます。その方の減がここに反映されているものでございます。

○大内委員 次に、26ページの有価物売払収入というのが12億5,000万ほど予算で計上されて、前年度が12億4,800万余なのでございますけれども、先ほどの補正が示された中で、これは確か8億9,400万まで減額されている。それは間違いないですか。先ほどの補正のを見ればすぐ出ているんですけども。

○石井財政課長 先ほど、財務委員会の説明では24年度の補正予算の関係につきま

して、有価物の売払収入、鉄及びアルミ、それから、灰溶融処理に伴って、炉底メタルや溶融メタルができるわけですが、これらのメタルについては、灰溶融施設の稼働停止や夏季期間の電力関係で一炉稼働にしたことによって、当初の見込よりも減ったということで減になったということでもあります。それから、鉄やアルミについては…

○大内委員 それは聞いてないです。数字だけ確認したので、中身については結構なんです。要するに、今年度補正で8億9,000万まで減額したのに、来年度の予算で今年度の予算額と同じ額が計上されているんですけども、これはそういう見込がある、要するに今年度、今の時点で補正して約9億弱にしたんですけども、また来年度は、新年度予算の12億4,000万に近い、12億5,000万計上されているけれども、状況が変わるということなんですか。

○森管理課長 こちらにつきましては、先ほど言ったように溶融とか、いろいろ読めない部分もありますけれども、ごみの出方によって相当、有価物の出方も変わってくるということで、今回もいろいろ動きがあった関係で、減額させていただいたんですけども、来年度も当然、ごみ量がほとんど変化がありませんので、その分については出てくるという解釈で載せております。

○大内委員 だから、補正すればいいんだというぐらいの乗せ方なのかなと。もうちょっと厳しく見ておかなきゃいけないんじゃないのかなと思いますけれど。

○森管理課長 当然、こちらについては市場価格も反映されるようなことになりますので、鉄くずの料金とか、上がったときとか、下がったときとか、本当に流れの中で価格が動くということで、今回も逆に言えば増額ということもあり得ますので、こちらについては一応想定される数量と金額で数字を乗せさせていただいております。

○大内委員 でも予算を組むときは普通厳しく見るのが管理者は区長だし、副管理者もそうですけれども、甘く見て足りなかったらどうするの。普通厳しく見るのが常識なんじゃないのかなと思いますから、それ以上は結構です。あともう一つ、組合債というのが、これはやはり今年度42億から来年度の予算79億まで膨れているんですけども、この要因は

何ですか。

○石井財政課長 組合債につきましては、大田、練馬、杉並清掃工場の工事費の増に伴って起債の対象額が増えたということで大幅に増となっております。

○大内委員 わかりました。

○畠山委員 もう我々のところに随時、放射能測定の情報をお願いしていますけれども、何かあれが当たり前のように思えてしまっているのは、これはよくないなと思いつつも、この先の、今まで放射能の影響がどのように変化してきたのか。またこの先、今後の放射能対策についてはどのようになさるのかお伺いしたいと思います。

○塚越環境管理担当課長 放射能測定につきましては、平成23年6月から測定を開始してございます。その測定開始当初は、1キログラム当たり9,740ベクレルという放射能濃度が江戸川清掃工場で検出されました。その後の経過でございますが、現在におきましては、8,000ベクレルを超えるような放射能濃度は検出されておられません。また、全工場平均値でございますけれども、23年度におきましては、一番放射性物質がたまりやすい焼却飛灰の濃度が平均で1キログラム当たり3,000ベクレルを超えておりましたが、現在では1,000ベクレル以下になりつつあります。現状といたしましては、非常に下がってきている、減衰している傾向にあるというふうに捉えております。また、煙突からの排ガスにつきまして、これは当初から検出されておられません。現在におきましても、一度も検出されていないという状況でございます。

○畠山委員 しっかりと安全対策をしていただくということで、この先も測定していただくということですが、測定の対象ですとか、頻度を決めている、改めてこの根拠はどこにあるのかということと同時に、測定はではいつまで続けられていくお考えでいらっしゃるのか、お伺いします。

○塚越環境管理担当課長 測定の根拠につきましては、昨年1月に施行されました放射性物質汚染対処特別措置法及びこちらのガイドラインで測定の頻度が定められております。私たちの一組におきましては、この定められた測定頻度よりも多く、例えば、具体的に言いますと、放射能物質が多くたまる焼却飛灰につきましては、月1回のところを2週間に1回

というような頻度で測定をしております。こちらにつきましては、来年度以降も測定を継続していくというふうに考えております。ただ、放射能につきましては、国の法律のほうが施工後３年をめどに検討を加えて、その時点での対策をまた講ずるというように述べておりますので、国の動向を見ながら今後もそれにあわせて測定は継続していくというふうに今計画しているところでございます。

○畠山委員 この測定を続けていくということですが、決してただではないわけですね。経費もかかっているわけですが、どれぐらい財政負担が生じているのか。また、本来この経費は、今、国の動向の話がありましたけれども、国や東京電力が本来であるならば負担すべきところのものだと考えるわけですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○古舘特命担当課長 放射能測定等の対策に係る経費でございますが、平成２５年度の予算でございますけれども、測定経費として約１億２，４５０万円、これを計上してございます。この経費に対します国庫補助としましては、約１，８００万円でございます。こちらの経費については、国庫のほうではこれだけしか見られないということで、国から補填されない経費につきましては、東京電力のほうに請求していくというふうに考えてございます。

○畠山委員 １億２，４５０万ということで、貴重なこの財政の負担がかかっているわけですが、この経費が昨年１０月に東京電力に実際のところ賠償請求をされたという報告を聞いていますし、その際、東京電力が算定基準だと５，０００万円程度しかないというふうに見込んでいると聞いているのですけれども、それでは納得いかないと思う部分もあるわけですが、この先の東京電力との交渉、このあたりはどのようにお進めになっていく予定でしょうか。

○古舘特命担当課長 昨年１０月に全員協議会のほうで報告させていただきました平成２３年度の放射能対策関連の経費として、これは国から補填された経費を除く分で約３億４００万円を東京電力のほうに請求してございます。東京電力の算定の基準では、約５，０００万円というところでお話をさせていただきましたけれども、そこには合わない当組合が自主的に判断をいたしまして、先ほどお答えいたしました、測定の頻度、

項目で上回っている部分などについて、経費がかかってございますので、こうした経費についても補償されるような交渉を現在続けているところでございます。

今のところ、最終的な補償金額というのは示されておりませんが、東京電力の示した算定基準にない経費についても、引き続き交渉を続けていきたいと考えてございます。

○畠山委員 最後に、意見なんですけれども、しっかりと区民の安全と安心のためにこの先の測定を継続していただくことをお願いするとともに、我々も女川に実際行って来て、実際にあそこは、月に1億円選別作業に、年に7千万円放射能測定にかかっているという実態もあるというところで、これは国難なわけですから、その中で東京都の占める役割、一組の占める役割というのは非常に大きな役割を示しているわけですから、その意識をしっかりと高く持って努めていただくことをお願いしたいと思います。以上です。

○河内契約管財課長 先ほど鈴木先生のほうからご質問いただいた件で、お時間がかかって申しわけございません。委託に関する落札比率でございます。入札につきましては、61%でございます。特命随契におきましては95%の状況でございます。以上でございます。

○石井委員長 ほかに質疑・意見がないようなので、質疑・意見を終わります。大変多くの質疑・意見をしていただきまして、本当にありがとうございました。

これより採決に入ります。はじめに、議案第2号、平成25年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計を採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(「全員挙手」確認)

○石井委員長 全員賛成であります。よって、議案第2号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第3号、平成25年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金についてを採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(「全員挙手」確認)

○石井委員長 全員賛成であります。よって、議案第3号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。

この際、何か発言がありましたら。

(「なし」の声あり)

○石井委員長 発言がないようなので、これをもって予算特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉 会 (午後4時50分)

記録署名 予算特別委員長.....

(石井 勉)